サーバ管理型乗車券取扱規則　目次

第１条　　目的
第２条　　変更
第３条　　用語の意義
第４条　　適用範囲
第５条　　取扱区間
第６条　　取扱制限または停止

20241029

サーバ管理型乗車券取扱規則

2024.10.29　現在

【目的】

第１条　この規則は、阪急電鉄株式会社(以下、「当社」という)線において、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別情報が記録された媒体を乗車券として利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方法を定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

２　前項に規定する識別情報とは、２ 次元バーコードおよびカード会員番号等の識別情報をいう。

【変更】

第２条　当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

２　前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

【用語の意義】

第３条　この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　当社線

当社第一種鉄道線をいう。

⑵　サーバ管理型乗車券

識別情報が記録された媒体とサーバ上の電子式証票を組み合わせたものをいう。

⑶　デジタル企画乗車券

２次元バーコードによる識別情報が表示された情報端末を、サーバ管理型乗車券として使用する企画乗車券をいう。

⑷　タッチ決済媒体

タッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、およびタッチ決済機能を搭載している携帯型端末等の情報端末をいう。

⑸　タッチ決済乗車

カード会員番号等の識別情報を有するタッチ決済媒体を、サーバ管理型乗車券として使用する乗車方法のことをいう。

⑹　対応改札機

サーバ管理型乗車券に対応した改札機をいう。

【適用範囲】

第４条　サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

２　この規則が変更された場合、以後のサーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。

３　当社線におけるデジタル企画乗車券の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「デジタル企画乗車券取扱規則」による。

４　当社線におけるタッチ決済乗車の取扱いについては、この規則によるほか、別に定める「タッチ決済乗車取扱規則」による。

５　サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等について、前各項の規則に定めのない事項については、旅客営業規則等の定めるところによる。

６　サーバ管理型乗車券による共通利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の旅客の運送等については、当該社局の旅客営業規則または運送約款等の定めによる。

【取扱区間】

第５条　当社線においてサーバ管理型乗車券を取り扱う区間は、当社線全線とする。

２　前項の規定にかかわらず、対応改札機等を設置しない改札口では、サーバ管理型乗車券を使用することができない。

【取扱制限または停止】

第６条　当社は旅客運送の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、当社線でのサーバ管理型乗車券による利用について、次に掲げる措置を講じる。

⑴　乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車等の制限または停止

⑵　入出場方法または入出場時間等の制限または停止

２　前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

３　本条に基づくサーバ管理型乗車券の取扱制限または停止に対しては、当社に故意または重過失がない限り、当社はその責を負わない。